

## 携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）

平成23年7月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送（以下「携帯端末向けマルチメディア放送」という。（注））は、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定し、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数の者に対して同時に直接情報を提供することができる「放送」という両者の機能を有する新たなメディアとしてその実現が期待されるものである。また、時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものである。

ここで、携帯端末向けマルチメディア放送は、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化が完了することによって初めて利用可能となる貴重な周波数を利用して実現を図るものである。このため、その実現に当たっては、地上テレビジョン放送のデジタル化による具体的なメリットが多く国民にできるだけ速やかに還元されるよう、限られた周波数の能率的な利用を確保しつつ、良質で魅力的な番組を提供する放送が最大限に普及し、公共の福祉の増進及び放送の健全な発達を図ることができるよう、所要の規律を課す必要がある。

他方、携帯端末向けマルチメディア放送については、携帯端末による受信という受信形態を想定して様々な事業者が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が期待されるものである。このため、規律の検討に当たっては、限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすることが必要である。

こうした考え方を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送に係る無線局の免許（開設計画の認定）、委託放送業務の認定等については、下記の基本的方針に沿って、電波法施行規則、放送法施行規則、特定基地局の開設に関する指針、放送普及基本計画その他関係法令の整備を行うこととする。

（注）第171回国会で成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（平成21年法律第22号）による改正後の放送法においては、「移動受信地上放送」を「自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう」と定義している。本方針においては、法律上の「移動受信地上放送」に該当するもののうち、今般、地上テレビジョン放送の完全デジタル化に

伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図ることとしている移動受信用地上放送について、「携帯端末向けマルチメディア放送」と呼称して記述している。

## 記

### 1 全体的な方針

#### (1) 実現する放送

携帯端末向けマルチメディア放送として、以下の放送の実現を図ることとする。

- ①全国どこでも同一の情報が受信できる放送（以下「全国向け放送」という。）
- ②複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる放送（以下「地方ブロック向け放送」という。）

なお、全国向け放送及び地方ブロック向け放送が実現された後、周波数の割当可能性等を踏まえ、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送の実現可能性について検討を行うこととする。

#### (2) 参入の枠組み

全国向け放送及び地方ブロック向け放送の実現に当たっては、限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、受託放送をする無線局の免許を受けた者及び委託放送業務の認定を受けた者により放送を実現する、いわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用することとする。

#### (3) 制度整備に当たっての基本的な考え方

携帯端末向けマルチメディア放送は、地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して実現を図るものであることにかんがみ、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、電波法及び放送法における目的規定その他の関連規定に照らして制度整備を行うこととする。

### 2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備

無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度は、以下に掲げる方針を基本として、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から整備することとする。

#### (1) 技術基準

情報通信審議会における技術的条件の検討結果等を踏まえ、技術基準を整備する。

#### (2) 周波数の使用

- ①全国向け放送には 207.5～222MHz の周波数帯域を、地方ブロック向け放送には 90～108MHz の周波数帯域を使用させることとする。
- ②放送対象地域は、それぞれ以下のとおりとする。
  - ア 全国向け放送 全国
  - イ 地方ブロック向け放送 北海道地域（北海道の区域）、東北地域（青森県、岩手

県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域)、関東・甲信越地域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県及び長野県の区域)、東海・北陸地域(富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域)、近畿地域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域)、中国・四国地域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域)並びに九州・沖縄地域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域)

③上記②の放送対象地域ごとに使用させる周波数については、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。

### (3) 開設計画の認定の審査

開設計画の認定に当たっては、以下の事項を基本としつつ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において使用させることのできる周波数を超える開設計画の認定の申請があった場合には、比較審査を行うものとする。

#### ①特定基地局の配置及び開設時期

##### ア 全国向け放送に係る基準

- (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。
- (イ) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するため定める基準を満たすよう特定基地局を配置すること。
- (ウ) (ア)及び(イ)により配置する特定基地局のうち一定のものを配置すべき時期に係る基準を満たすこと。

##### イ 地方ブロック向け放送に係る基準

- (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。
- (イ) 放送対象地域内の各都道府県において特定基地局を配置すべき時期に係る基準を満たすこと。

ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。

#### ② 事業計画の確実性

#### ③ 電波の能率的な利用を確保するための技術

#### ④ 受信設備の早期普及のための具体的な計画

#### ⑤ 開設計画の認定の日から5年以後における特定基地局の配置に関する計画 等

### 3 委託放送業務の認定に係る制度整備

委託放送業務の認定に係る制度は、以下に掲げる方針を基本として、放送の普及及び健全な発達を図る観点から整備することとする。

#### (1) 委託して行わせる放送に係る周波数

①放送対象地域は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 全国向け放送 全国

イ 地方ブロック向け放送 北海道地域、東北地域、関東・甲信越地域、東海・北陸地域、近畿地域、中国・四国地域及び九州・沖縄地域

②上記①の放送対象地域ごとに指定することができる周波数については、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。

#### (2) 認定の審査

委託放送業務の認定に当たっては、以下の事項を基本としつつ、放送の普及及び健全な発達を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合には比較審査を行うこととする。

##### ①表現の自由の享有

携帯端末向けマルチメディア放送に係る委託放送業務の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に係る放送法第52条の13第1項第3号の基準（以下「表現の自由享有基準」という。）については、以下のような考え方により検討を行う。

ア 全国向け放送に係る委託放送業務

(ア) 一の地上放送事業者等（地上放送事業者、地上放送事業者を支配する者又はこれらの者に支配される者をいう。以下同じ。）が三分の一以上の議決権を有する申請者については表現の自由享有基準に合致しないものとする。

(イ) (ア)の基準を満たす申請者のうち、当該地上放送事業者等の有する議決権が十分の一以下であるものを優先するものとする。

イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務

(ア) 一の地上放送事業者等が三分の一以上の議決権を有する申請者については表現の自由享有基準に合致しないものとする。

(イ) (ア)に関わらず、委託放送業務の申請に係る放送対象地域と放送対象地域が重複する地上放送事業者等が三分の一以上の議決権を有する申請者については、委託して行わせる放送に係る周波数帯域が当該放送対象地域において一定の基準を超えない限り、表現の自由享有基準に合致するものとする。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、放送の多元性の確保その他放送の普及及び健全な発達を図る観点から、表現の自由の享有に係る制度を整備する。

- ②事業計画の確実性
- ③全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての番組の多様性の確保
- ④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保
- ⑤新規コンテンツの占める割合
- ⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合
- ⑦成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組の有無
- ⑧放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画
- ⑨個人情報の保護のための具体的な計画
- ⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画
- ⑪地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等）の占める割合
- ⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項 等

#### 4 その他の事項（有料放送管理業務に係る規律）

委託放送業務の認定に係る周波数の指定に係る方針を踏まえ、一定の数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う者については、有料放送管理業務に係る総務大臣への届出を求めることとする（放送法第 52 条の 6 の 2）。

以上